

平成23年5月27日

審判委員会委員各位

財団法人全日本柔道連盟
審判委員会
委員長 川口 孝夫
(公印省略)

国際柔道連盟試合審判規定「少年大会申し合わせ事項」
「腕返」(俗称)の取り扱いについて

先般、開催されました審判委員会での御協力誠に有り難うございました。

さて、委員会にて諮ることが出来なかった事項について皆様方の御意見を頂きたいと思っております。

少年大会における「腕返」(俗称)の取り扱いについて下記の主旨通り、通知していきたくと考えております。

異論がありましたら6月3日(金)までに頂きたいと思っております。意見がなければこのことについて御了解が得られたことと判断して関係方面へ通知します。

主 旨

近年、少年大会においても「腕返」を施すことが見られるようになりました。規定第16条 C)では寝技への移行として認め、第20条は関節技を施して投げることはポイントにならないとしている。少年が施すことによって、相手が上肢を受傷することがあると思われ、申し合わせ事項に追加するかどうか検討する必要が生じてきた。

適 用

「少年大会申し合わせ事項」に禁止事項として追加する。

ただし、周知徹底のため、別紙の通り運用して、平成24年1月1日より、「腕返」を施すことを「反則負け」として実施していく。

その他

少年には「一本」をとれるしっかりした柔道を身につけさせることが必要である。

別紙

国際柔道連盟試合審判規定「少年大会申し合わせ事項」(案)

平成23年6月00日

財団法人 全日本柔道連盟

少年(中学生・小学生)の柔道試合は、次の条項を加え、あるいは置き換えたものによって行うものとする。

1 加えるもの

第27条(禁止事項と罰則)

指導(軽微な違反)

- (1) 相手の後ろ襟、背部又は帯を握ること。
ただし、技を施すため、瞬時的(1~2秒程度)に握るのは認められる。
(注)中学生の場合は、試合者の程度に応じて、後ろ襟を握ることは認められる。
- (2) 両膝を最初から同時に畳について背負投を施すこと。
- (3) 関節技及び絞技を用いること。
(注)中学生の場合は、絞技を用いることは認められるが、三角絞は認めない。
- (4) 無理な巻き込み技を施すこと。
- (5) 相手の頸を抱えて大外刈、払腰などを施すこと。
- (6) 小学生の試合において、裏投を施すこと。

第27条(附則)

1 [相手の後ろ襟、背部又は帯を握ること]関係

- ① 「後ろ襟」の解釈については、柔道衣を正しく着用したときの頸の後ろ側(うなじ)の範囲にある襟の部分を用いる。たとえ試合者の一方が後ろ襟を握った後、その襟を引き下げて側頸部にずらした場合でも反則とする。
- ② 「背部を握る」の範囲は、目安として肩の中心線に手首がかかるような状態の場合を背部とみなす。

「後ろ襟、又は背部を握った」状態で、通称ケンケン内股等がかかる場合は、[瞬時的(1~2秒程度)]の規定にかかわらず、特例として認める。

※ 内股に限らずケンケンで入る技(例えば大内刈・小内刈・大外刈等)が対象となる。

従来はケンケン内股のみ認められ、連絡技(例えば大内刈)に変化した時点で「待て」となっていたが、連絡技による変化も技が途切れるまで認めることとする。(例)内股→大内刈、大内刈→内股、大内刈→小内刈

2 [両膝を最初から同時に畳について背負投を施すこと。]関係

- ③ 両膝を最初から畳につくとは、同時はもちろん、ほとんど同時と見なされる場合も含む。技が崩れた結果である場合は反則としない。

3 [関節技及び絞技を用いること。]関係

④ 寝技のとき、脚を交差して相手を制しているだけの状態は、三角絞とはみなさない。ただし、危険な状態となったときは、「待て」と宣告して立たせる。

⑤ 寝技のとき、意志はなかったが関節技がきいた場合は、「待て」と宣告して立たせる。

(注) 小学生の場合は、寝技のとき、意志はなかったが、絞技、関節技がきいた場合は、「待て」と宣告して立たせる。

⑥ 立ち姿勢のとき、「腕返」(俗称)を施した場合は、「反則負け」の罰則が与えられる。ただし、全国に周知することに十分な余裕がないため、平成23年12月31日までは「待て」とし立ち姿勢から試合を再開をすることで取り扱い、罰則は与えないこととする。

4 [無理な巻き込み技を施すこと。]関係

⑦ 「無理な巻き込み」とは、軸足のバネを利かすことなく、身体を利用して倒れ込むようにして巻き込んだ技をいう。

5 [相手の頸を抱えて施す大外刈、払腰等を施すこと。]関係

⑧ 「相手の頸を抱えて施す大外刈、払腰等」とは、明らかに腕を相手の頸に巻きつけて施した場合のみをいう。

第26条(抑え込み)附則に次を加える

寝技の攻防のなかで(において)、頸の関節及び脊椎等の故障につながると審判員が判断したときは「待て」の宣告をする。

2 置き換えるもの

第20条(一本)附則

絞技と関節技による「技の効果が十分現れた場合」を適用し、審判員の見込みによる「一本」の判定を下すことができる。

附則 この申し合わせは、平成22年5月1日より実施する。

※ 平成23年6月00日、アンダーライン部分変更